

鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「手続条例」という。）第19条の規定に基づき、鳥取県農林水産部が所管する公の施設の指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）に係る選定及び審査を厳正かつ公平に行うために開催する指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 手続条例第5条の規定による審査に関する事項
- (2) 手続条例第6条第2項及び第4項の規定による審査に関する事項
- (3) 手続条例第22条第3項の規定による審査に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理候補者の選定及び審査に必要とする事項

(組織及び委員)

第3条 審査委員会を下表に掲げる指定管理制度を導入する公の施設ごとに設置する。

公の施設	審査委員会	施設所管課
鳥取県立農村総合研修所	鳥取県立農村総合研修所審査委員会	とっとり農業戦略課
鳥取県立とっとり花回廊	鳥取県立とっとり花回廊審査委員会	生産振興課
鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館	鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館審査委員会	
鳥取県立とっとり出合いの森	鳥取県立とっとり出合いの森審査委員会	林政企画課
鳥取県営境港水産物地方卸売市場及び境漁港	鳥取県営境港水産物卸売市場及び境漁港審査委員会	水産課、空港港湾課

2 審査委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者で構成する。ただし、他の部（局長等）が所管する公の施設に係る指定管理候補者を合同で選定する場合はこの限りでない。

- (1) 農業振興戦略監、森林・林業振興局長又は水産振興局長
- (2) 学識経験者 1名
- (3) 公認会計士又は税理士 1名
- (4) 当該施設に関する有識者 2名（鳥取県立とっとり花回廊審査委員会、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館審査委員会については4名）

(委員長等)

第4条 審査委員会ごとに委員長1名及び副委員長1名を置くものとし、委員の互選より選出する。

- 2 委員長は、その所属する審査委員会を代表し、会務を総理する。副委員長は、委員長を補佐する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長又はあらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 審査委員会の事務局は、施設所管課に置き、庶務業務を行う。

(会議)

第6条 審査委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査委員会は、所属する委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 審査委員会は、審査のために必要があると認めるときは、応募者、指定管理候補者に選定しようとする者（以下「応募者等」という。）その他の関係者に対して審査委員会への出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(公正性の確保等)

第8条 委員は、厳正かつ公平に第2条の任務を行わなければならない。

2 委員は、任務を通じて知り得た情報（公表された情報を除く。）について他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

3 委員は、第2条の任務を行うに当たり、応募者等又はその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。

4 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに父母、祖父母、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接利害関係があるときは、その所属する審査委員会において、自らその関係について申し出て、他の委員の同意を得なければ、審査に参加することができない。

5 委員が前2項の規定による報告又は申出をすべき事実がありながら、報告又は申出を行わなかったときは、当該委員は、審査に参加してはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会において定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年5月15日から施行する。

2 鳥取県農林水産部指定管理候補者審査委員会運営要綱（平成22年6月4日付第201000039854号鳥取県農林水産部長通知）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年3月17日から施行する。

この要綱は、平成29年6月29日から施行する。